

## 開発についての条件

1. 都市計画法その他関係法令を遵守すること。  
なお、都市計画法の技術基準については「三重県宅地開発事業に関する技術マニュアル」を適用し、調整池の緒元となるネック点比流量は  $q = 0.0183 \text{ m}^3/\text{s}/\text{ha}$  を用いて算出すること。  
(「三重県宅地開発事業に関する技術マニュアル」リンク先  
<http://www.pref.mie.jp/JUTAKU/HP/kaihatsu/kaiha212.htm>)
2. 上記の施設の中で、東紀州防災拠点施設の事業が先行して実施され、紀南中核的交流施設予定地内に調整池を設置する計画となっているので配慮すること。
3. 紀南中核的交流施設予定地内には市道山崎古屋線があります。  
(「事業計画地形図面」参照  
リンク先  
<http://www.pref.mie.jp/HKISHU/HP/chukaku/koubo/jigyouseikeikakutikeizu.pdf>)